

## 第2号様式

### 法令適用事前確認手続 回答書

平成30年6月8日

税理士 齋藤 義典 殿

国土交通省自動車局貨物課長

平成30年4月9日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

#### 記

##### 1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

運送行為が自己の生業と密接不可分で、当該生業として行われる業務に付帯して運送行為が行われるものであり、名目の如何を問わず実質的に運送に対する対価の支払を受けていない場合などについては、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象とならない場合があると考えられる。

照会のあった事実に関しては、例えば、運送行為が自己の生業との関連性があったとしても、運送に対して実質的に対価を収受している場合などについては、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象となると考えられる場合もあるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

また、照会文書だけではA社とCとの関係やB社とCとの雇用関係等について実態面も含めた判断がしにくい面があり、実質的な指揮命令権限や責任関係などについて必ずしも明確ではないところである。このため、基本的な考え方については前述のとおりであるが、A社、B社及びCといった関

係者の行為に関する照会法令（貨物自動車運送事業法）の適用については、実態面も踏まえて判断することとなる。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性がある又は適用対象とならないことに関する見解及び根拠

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

なお、当該運送行為が自己の生業と密接不可分で、その業務に付帯して運送行為が行われるものであり、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何に関わらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。